

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成二十二年十月二日から公示日の前日までの間に都道府県の境界変更があった場合においては、都道府県知事が地方自治法施行令第百七十六条第一項の規定に基づいて当該境界変更を考慮した平成二十二年十月一日現在における当該都道府県の人口を告示するまでの間、当該都道府県に対する第二条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則第一条の規定の適用については、同条中「当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口」とあるのは、「同年十月二日以後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、当該境界変更があつた区域の人口（地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百四十七号）附則第二条第一項の規定により読み替えられた後の地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第七条の二の九第一号に規定する境界変更のあつた区域の人口をいう。）を、当該境界変更のあつた区域が從来属していた都道府県については当該都道府県の人口から減じたものとし、当該区域が新たに属すこととなつた都道府県については当該都道府県の人口に加えたもの」とする。

附 則（平成二六年二月二七日総務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二九日総務省令第四号）

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日総務省令第三九号）抄

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一項中地方税法施行規則第二条の二第二項及び第六項の改正規定並びに次条の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年一〇月三一日総務省令第八八号）
この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。